

国民健康保険の県内保険料統一に向けた市基金の活用方法について

1. 前回までの振り返り

■ 第1回専門部会（令和8年6月19日開催）

- ・基金活用の方向性について議論

案①・・・保険料引き下げに活用

案②・・・現行の市減免基準の継続に活用

案③・・・保険料引き下げと市減免基準の維持に活用（①と②の併用）

案④・・・その他

- ・基金は被保険者が納付した保険料を原資として積み立てられたものであり、被保険者へ広く還元することが望ましいとの観点から、案①及び案③を中心に検討を進めることとした。

■ 第2回専門部会（令和8年7月16日開催）

- ・様々な世帯における保険料負担への影響を確認するため、保険料の変動ができる限り緩やかとなるよう、詳細な試算を実施。
- ・5つのモデル世帯を設定し、案①及び案③を前提とした5つの活用パターンについて比較・検討を行った。
- ・被保険者全体への還元効果を確保しつつ、減免基準移行を円滑に行う方策として、パターンC（保険料引き下げを3年間実施し、市減免基準を1年間維持する案）を基本に、とりまとめ案を作成することを了承した。

<提示した検討パターン>

		保険料引き下げ	市減免基準維持
案①	パターンA	令和9～11年度	なし
案③	パターンB	令和9～11年度	令和9～11年度
	パターンC	令和9～11年度	令和9年度のみ
	パターンD	令和9～10年度	令和9～10年度
	パターンE	令和9～10年度	令和9年度のみ

<第2回で重視された視点>

■ 基金は被保険者へ還元することが重要

- ・基金は被保険者が納付した保険料を原資として積み立てられたものであるため、可能な限り広く還元することが望ましい。
- ・このため、基金活用にあたっては、被保険者全体への還元効果を重視する必要がある。

■ 市減免基準から県基準への円滑な移行

- ・市減免基準については、令和 12 年度までに県下統一の新基準へ移行する必要がある。
- ・制度変更による影響をできる限り抑えるためには、現在の加入者や今後国民健康保険へ加入する方に対して、周知期間を確保することが重要である。

■ 保険料変動はできる限り緩やかに

- ・被保険者負担の観点から、年度間における急激な保険料の変動は避けることが望ましい。
- ・令和 12 年度の県内保険料水準統一に向けて、円滑に移行できるよう配慮する必要がある。

2 採用案（パターンC）の整理

（1）特徴

項 目	内 容
基金活用	45 億円（令和 11 年度末見込） ＜内訳＞ 保険料引き下げ：33 億円（令和 9～11 年度） 市減免基準維持：12 億円（令和 9 年度のみ）
保険料統一時期	令和 12 年度から県基準に統一
減免基準	- 令和 9 年度は市減免基準を継続 ※「低所得者減免」と「一部負担金対象者への保険料減免」は令和 9 年度より廃止 - 令和 10 年度から県下新基準へ移行
配分比率 所得割 均等割 平等割	- 令和 9 年度は 1：1：1 - 令和 10～11 年度は保険料と同じ比率（令和 8 年度は 45:38:17） ※県下新基準を適用するため減免対象外となる所得階層へ配慮 ⇒ 所得割の充当比率を高めに設定
決算剰余金等の扱い	- 令和 8 年度以降の決算において基金残高に変動が生じた場合は、その増減に応じて基金活用額を増減する。 - 令和 11 年度決算において残高がある場合は、保健事業等に活用する。

（2）採用理由

＜理由①＞

■ 被保険者全体への還元と制度移行支援の両立

- 基金は被保険者が納付した保険料を原資として積み立てられたものであることから、保険料引き下げに活用し、被保険者全体へ広く還元することが望ましい。
- また、減免基準では、県下新基準への移行に伴う影響に配慮する必要がある。
- パターンCは、被保険者全体への還元と制度移行への配慮の双方を図ることができ、バランスの取れた基金活用方法である。

<理由②>

■ 減免制度の県基準への円滑な移行

- ・ 現行の市減免基準を令和 9 年度まで継続することで、現在の加入者や今後国民健康保険へ加入する方に対し、県下新基準への移行について周知期間を確保することができる。
- ・ これにより、制度変更への理解を促し、県下新基準への円滑な移行を図ることができる。

<理由③>

■ 保険料負担の平準化

- ・ 令和 12 年度の県内統一後の保険料への移行を円滑に行うため、保険料変動は緩やかな方が望ましい。
- ・ 基金充当額は令和 9 年度から令和 11 年度にかけて段階的に縮小することが適当。

<理由④>

■ 幅広い世帯への還元効果

- ・ パターンCは、保険料引き下げのみに充当する場合や、市減免基準の維持のみに充当する場合のいずれにも偏らない基金活用方法である。
- ・ 各モデル世帯において一定の軽減効果が見込まれ、保険料軽減効果が中位に位置しており、収入や世帯構成の異なる幅広い被保険者に対し、一定の軽減効果が期待できるバランスのとれた活用方法である。

3. 県下新基準への移行に関する周知・広報方針

減免基準については、兵庫県における県下新基準への移行に向けた検討が進められていることを踏まえ、現在の加入者及び今後国民健康保険へ加入する方に対し、制度見直しの趣旨や内容について丁寧な説明を行うとともに、十分な周知に努める必要がある。

周知にあたっては、正式な制度内容が市会での予算審議を経てから決定されることを前提としつつ、制度変更に関する情報を可能な範囲で早期から提供することが望ましい。

(1) 対象

① 現在の国民健康保険加入者

- ・ 減免基準の見直しによる影響を受ける可能性のある方
- ・ 基金活用による保険料引下げの対象となる方

② 今後国民健康保険へ加入する方

- ・ 社会保険等からの離脱により国民健康保険へ加入する方
- ・ 加入に際して、減免基準の見直しによる影響を受ける可能性のある方

(2) 周知・広報の内容

① 減免制度の変更に関する事項

- ・ 令和 10 年度から県下新基準へ移行する予定であること

- ・市減免基準と県下新基準の主な違い
- ・変更の背景及び趣旨
- ② 基金活用に関する事項
 - ・基金を活用して保険料の引下げを実施すること
 - ・保険料引下げの考え方
 - ・県内保険料水準統一に向けた取組であること
- (3) 周知方法・広報媒体
 - ① 神戸市ホームページ
 - ・専門部会及び運営協議会における検討状況を掲載
 - ・市の方針が整理された段階で、減免基準見直しの概要や基金活用の考え方について掲載
 - ・制度内容が正式決定された後は、変更内容を分かりやすく掲載
 - ② 市広報媒体の活用
 - ・市広報紙や SNS 等を活用し、制度変更の概要を周知することを検討。
 - ・市民向けの説明資料や Q&A の作成も検討
 - ③ 保険料のお知らせ（納入通知書）
 - ・現在の加入者に対し、令和 9 年度保険料のお知らせに説明資料を同封
 - ・制度変更の趣旨及び内容に加え、基金活用による保険料引下げについても周知
 - ④ 関係機関への情報提供
 - ・退職により国民健康保険へ加入する方への周知方法として、協会けんぽ、健康保険組合等に対し、制度変更に関する情報提供を行うことを検討

4. 基金活用方策に関する専門部会としてのまとめ

- ① 基金はどのように活用することが望ましいか

【考え方】

基金は被保険者が納付した保険料を原資として積み立てられたものであることから、特定の世帯への支援だけでなく、できる限り被保険者全体へ還元することが望ましい。

- ② なぜ市減免基準を継続するのか

【考え方】

市減免基準を恒久的に維持することが目的ではなく、県下新基準への移行に伴う影響を緩和し、制度変更について周知期間を確保することが目的である。

- ③ なぜ令和 9 年度のみ市減免基準を継続するのか

【考え方】

県下新基準への移行は令和 10 年度から行うものの、現加入者及び将来加入者への周知期間を確保するため、令和 9 年度に限り現行基準を継続す

ることが適当である。

④ なぜパターンCを選択したのか

【考え方】

パターンCは、

- ・被保険者全体への還元
- ・制度変更に伴う周知期間の確保
- ・保険料変動への配慮

の3点を総合的に勘案した場合、最もバランスの取れた基金活用方策である。

⑤ 保険料変動をどのように考えるか

【考え方】

基金活用に当たっては、単年度の軽減効果だけでなく、令和12年度の県内保険料水準の統一までを見据え、年度間の負担変動ができる限り緩やかとなるよう配慮することが望ましい。

5. 専門部会取りまとめ（案）

別紙のとおり

6. 今後のスケジュール

令和8年8月28日	神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 (専門部会のとりまとめの報告)
令和8年9月～	専門部会及び運営協議会での議論を踏まえ、市としての方向性を整理し、予算編成に向けて制度設計
令和9年2～3月	市会での予算審査を通して方針を正式決定
令和9年4月～	本格的な周知・広報の展開

【参考資料】

1 保険料のしくみ

平成30年度より、兵庫県が財政運営の責任主体となり、県全体の保険給付費を見込んだうえで必要な財源を算出し、その費用を国民健康保険事業費納付金として県内市町に負担を求める仕組みとなっている。各市町は、この納付金を支払うために必要な保険料を確保するために、兵庫県が示す「標準保険料率」を参考に、保険料率を算定している。

【保険料の構成】

- (1) 保険料は、「医療分・後期支援分・介護分・こども分」で構成される。県は、それぞれについて、所得水準等に応じて国民健康保険事業費納付金を市町に割り当てる。

医療分……………保険給付費をもとに計算

後期高齢者支援金分……後期高齢者医療に要する費用うち、現役世代が負担すべき後期高齢者支援金を集めるために計算

介護分……………介護2号被保険者（40歳以上65歳未満の被保険者）が負担すべき介護納付金を集めるために計算

こども分……………子ども・子育て施策に要する費用のうち、医療保険の保険料と合わせて徴収する子ども子育て支援金を集めるために計算（令和8年度新設）

- (2) 各市町は、それぞれの国民健康保険事業納付金について「所得割・均等割・平等割」の3区分に按分して保険料を算定する。

所得割……………基礎控除後所得（所得から基礎控除額（43万円）を控除した金額）で按分。

均等割……………加入者数で按分。

平等割……………世帯数で按分。

令和 8 年 8 月 28 日

神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会専門部会
部会長 上村 敏之

専門部会における審議結果について（報告）【案】

神戸市国民健康保険における保険料に関する専門事項について、当部会において審議を行った結果、下記の結論を得たので、協議会に報告する。

記

I 調査審議事項

兵庫県内の保険料水準統一に向けた神戸市国民健康保険財政安定化基金の活用

II 審議結果

（1）結果

兵庫県における令和 12 年度の県内標準保険料率の統一に伴い、令和 12 年度以降は神戸市国民健康保険財政安定化基金（残高 45 億円（令和 11 年度末見込））の使途が大幅に縮小されることから、令和 9 年度から令和 11 年度までの間、同基金を次のとおり活用することが適当である。

- ① 令和 9 年度から令和 11 年度の 3 年間、保険料引下げに活用する。
- ② 県下新基準への円滑な移行に向けた周知期間を確保するため、令和 9 年度に限り、市減免基準の維持に活用する。

なお、令和 8 年度以降の決算において基金残高に見込みとの差異が生じた場合は、その状況を踏まえ、保険料引下げに係る基金活用額を調整することが適当である。

また、令和 11 年度決算において基金残高がある場合は、保健事業等に活用することが望ましい。

(2) 採用理由

専門部会では、被保険者への還元、県基準への円滑な移行及び保険料負担の平準化の観点から検討を行った結果、本基金の活用方法が最も適当であると判断した。

① 被保険者全体への還元

基金は被保険者が納付した保険料を原資として積み立てられたものであることから、保険料引下げに活用し、被保険者全体へ還元することが適当である。

② 減免制度の県基準への円滑な移行

現行の市減免基準を令和9年度まで継続することにより、現在の加入者及び今後国民健康保険へ加入する方に対し、減免制度の県下新基準への移行について周知期間を確保することができる。

③ 保険料負担の平準化

令和12年度の県内統一を見据え、基金を段階的に活用することで、保険料の急激な変動を抑制しながら、制度移行を進めることができる。基金充当額は令和9年度から令和11年度にかけて段階的に縮小することが適当である。

④ 幅広い世帯への還元効果

保険料引下げのみを重視する方法や減免制度の維持のみを重視する方法ではなく、収入や世帯構成の異なる幅広い被保険者に対し、一定の軽減効果が期待できるバランスのとれた活用方法である。

<基金活用内容及び県基準移行時期>

項 目	内 容
基金活用	45 億円（令和11年度末見込） <内訳> 保険料引き下げ：33 億円 令和9年度：16 億円 令和10年度：11 億円 令和11年度：6 億円 市減免基準維持：12 億円（令和9年度のみ）
保険料率	令和12年度から県基準に統一
減免基準	・ 令和9年度は市減免基準を継続 ※「低所得者減免」と「一部負担金対象者への保険料減免」は令和9年度より廃止 ・ 令和10年度から県下新基準へ移行

Ⅲ 附帯意見

減免制度における兵庫県統一基準への移行にあたっては、制度変更による被保険者への影響に十分配慮し、現在の加入者及び今後国民健康保険へ加入する方に対して制度見直しの趣旨及び内容について丁寧な説明と十分な周知を行い、円滑な制度移行に努められたい。

Ⅳ 委員

役職・区分	公職	氏名
部会長	関西学院大学経済学部教授	上村 敏之
公益代表	生活協同組合コープこうべ理事	河端 晶子
保険医又は保険薬剤師代表	神戸市医師会副会長	久次米 健市
被保険者代表	北区民生委員児童委員協議会理事	末田 和也
専門委員	神戸大学大学院経済学研究科教授	鈴木 純
	神戸学院大学経済学部准教授	金田 陸幸

Ⅴ 開催状況

第1回 令和8年6月19日(金) 13:30～

神戸市役所 14 階大会議室

上村部会長・河端委員・末田委員・鈴木委員・金田委員（5名）

第2回 令和8年7月16日(木) 13:30～

神戸市役所 14 階大会議室

上村部会長・河端委員・久次米委員・末田委員・鈴木委員・金田委員
（6名）

第3回 令和8年8月7日(金) 13:30～

神戸市役所 14 階大会議室

上村部会長・河端委員・久次米委員・末田委員・鈴木委員・金田委員
（6名）